

第10回農業委員会定例会（議事録）

1. 日時	令和元年10月29日（火）	午前 10時 00分
2. 場所	竹原市民館 2階 第2, 3会議室	
3. 出席農業委員	1 西野委員, 2 赤坂委員, 3 石本委員, 4 山元委員, 5 祐本委員	
欠席農業委員		
出席推進委員	下垣内推進委員, 土居民喜推進委員, 吉木推進委員, 佐伯推進委員	
欠席推進委員		
4. 説明員	國川事務局長, 木原係長, 鳥本主任主事, 佐藤主事	
5. 審議案件	議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第45号 農地法第5条の許可を受けた土地における履行延期承認申請について 議案第46号 非農地証明申請について 報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について	

議 長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和元年第10回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、1番西野委員を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第1、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。申請地は、忠海町字甚三平2543番1、忠海町字前長浜3537番1、3538番1、忠海長浜三丁目3537番2の4筆、地目は畑、面積は計1,850㎡です。営農計画は柑橘・その他果樹です。経営面積は今回の申請地を含め約37.7aで忠海地区の下限面積10aを満たしています。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った佐伯推進委員から補足説明をお願いします。</p>
佐伯 推進委員	<p>申請地は、忠海高校より北西に約700m付近にあります。申請の事由は、所有者である兄の山本初美氏から所有権を取得して柑橘・その他果樹を作付けするために申請されたものです。現地確認時、耕作されていました。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に日程第2、議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の2ページ、参考資料の2ページをご覧ください。申請地は、西野町字門信1987番2の1筆、地目は田、面積が190㎡です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断いたします。申請地は、既に墓地の敷地造成を完了しており、申請者からこの度の無断転用に至った経緯について始末書の提出があり、今後このような事態にならないよう農地法の規定を守る旨誓約し深く反省しています。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った下垣内推進委員から補足説明をお願いします。</p>
下垣内 推進委員	<p>申請地は、荘野小学校から北西に約200m付近にあります。申請事由は、墓地、駐車場1台、転回場所を整備するために申請されたものです。現地確認時、既に墓地の敷地造成が完了していました。説明は以上です。</p>

議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に日程第3，議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ，参考資料の3ページをご覧ください。1番の申請地は，西野町字水田平2061番1の1筆，地目は田，面積が479㎡です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で，第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った下垣内推進委員から補足説明をお願いします。
下垣内 推進委員	申請地は，莊野小学校から東に約150m付近にあります。申請の事由は，自己住宅を建設し，所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時，耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ，参考資料の4ページをご覧ください。2番の申請地は，西野町字行田垣内2110番，2111番，2114番の3筆，地目は田，面積が計1,503㎡の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で，第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った下垣内推進委員から補足説明をお願いします。
下垣内 推進委員	申請地は，莊野小学校から南東に約250m付近にあります。申請の事由は，事業拡大に伴い倉庫底地の一部として倉庫を建設し，賃貸借権を設定するために申請されたものです。現地確認時，耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。

	「質疑，意見なし」の声あり
議長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に3番について事務局の説明をお願いします。
局長	議案の3ページ，参考資料の5ページをご覧ください。3番の申請地は，竹原町字上新開3578番8（仮換地街区 34街区1-2）の1筆，地目は田，面積が257㎡（換地後の面積が187.34㎡）です。用途が定められた区域にある農地であり，土地区画整理区域内にある第3種農地です。説明は以上です。
議長	現地確認を行った土居民喜推進委員から補足説明をお願いします。
土居民喜 推進委員	申請地は，竹原西幼稚園から南西に約200m付近にあります。申請の事由は，自己住宅を建設し，所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時，耕作されていませんでした。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に4番について事務局の説明をお願いします。
局長	議案の4ページ，参考資料の6ページをご覧ください。4番の申請地は，吉名町字柏原3094番1，地目は畑，面積が325.37㎡です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で，第2種農地と判断いたします。また，申請地は現在分筆登記に向けて準備しており，本会で承認を受けた場合には，分筆登記完了後に許可書を交付する予定です。説明は以上です。
議長	現地確認を行った吉木推進委員から補足説明をお願いします。
吉木 推進委員	申請地は，吉名学園から南に約700m付近にあります。申請の事由は，自己住宅を建設し，所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時，耕作されていませんでした。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。

	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第4，議案第45号「農地法第5条の許可を受けた土地における履行延期承認申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の5ページ，参考資料の7～8ページをご覧ください。本議案は，平成31年4月26日付指令竹農委第5-31-32号により農地法第5条に基づく許可を受けた土地の履行延期承認の申請でございます。 転用目的は事業用トラック10台程度の駐車場用地です。当初工事計画は許可後の平成31年4月27日から6ヶ月の予定でありましたが，昨年7月の豪雨災害により地元工事事業者の確保が困難になり，事業に遅れが生じているため，履行期間を令和2年9月27日まで延期するものです。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件の履行期間の延期を承認いたします。次に日程第5，議案第46号「非農地証明申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の6ページ，参考資料の9ページをご覧ください。1番の申請地は，西野町字今伊勢鼻1324番の1筆，地目は田，面積が330㎡です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で，第2種農地と判断いたします。なお，所有者の森野智岳氏は既に亡くなっており，申請者は長男の智広氏となっています。また，当該農地は広島県が借りて砂防ダムを建設する計画が立てられています。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った下垣内推進委員から補足説明をお願いします。
下垣内 推進委員	申請地は，西野集会所から西に約150m付近にあります。申請の事由は，昭和50年頃から耕作しておらず現在山林の状態となっており，この度地目変更登記を行うため申請されたものです。現地確認時，山林となっていました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を非農地証明することにご異議ありませんか。

	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって非農地証明することに決定いたします。 2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の6ページ、参考資料の2ページをご覧ください。申請地は、 西野町字門信1987番3の1筆、地目は田、面積が129㎡です。農業公共 投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と 判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った下垣内推進委員から補足説明をお願いします。
下垣内 推進委員	申請地は、荘野小学校から北西に約200m付近にあります。申請の事由 は、昭和40年頃に宅地造成して以降現在まで庭敷地として使用しており、 この度地目変更登記を行うため申請されたものです。現地確認時、庭敷地 として利用されていました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。 す。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたしま す。 次に日程第6、報告第10号「農地法第3条の3第1項（相続等による 権利移動）の規定による届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の7ページをご覧ください。 令和元年9月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報 告いたします。 件数は2件、筆数は田1筆、畑3筆の計4筆 面積は1,540.2㎡の届出 がありました。詳細につきましては議案の7ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたし ました。 引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	①令和元年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック研修会に ついて
議 長	以上をもちまして、第10回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記し，相違ないことを証するため，ここに署名する。

令和元年10月29日

議 長 祐本 征武

署名委員 西野 勇一